

## 国立歴史民俗博物館規程等の制定改廃に関する規程

〔平成23年12月28日〕  
〔歴博規第80号〕

最近改正 令和元年6月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における規程、細則、要項、基準、申合せ等（以下「規程等」という。）の制定改廃等（以下「制定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(規程等の名称及び形式)

第2条 規程等の名称の初めに「国立歴史民俗博物館」を付し、博物館の規程等であることが分かるようにしなければならない。

2 規程及び細則として定めるものについては法令形式によるものとし、一連の番号（歴博規第〇号）を付すものとする。また、要項、申合せ等として定めるものについては、法令形式に準ずるものとし、番号は付さないものとする。

3 規程等の書式は、横書きとする。

(協議・調整)

第3条 規程等の制定に当たり、当該規程等に係る事務の所管課は、あらかじめ総務課と協議・調整を行うものとする。

(制定の手続)

第4条 規程等の制定は、理由を明記の上所管の会議等に諮り、執行部会議の議を経て決定するものとする。

(手続の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な事由により規程等を改正しようとする場合は、執行部会議における審議を省略できるものとする。

(1) 法令又は人間文化研究機構の規程等改正に伴う形式的な改正

(2) 組織の設置改廃等による名称等の改正

(3) 字句の整理

(4) その他改正内容が軽微なもの

(制定日)

第6条 規程等の制定日は、会議に付したものについては、最終的に承認した当該会議の開催日とし、その他のものについては、決裁権者の決裁日とする。

(報告)

第7条 各センター、各課及び室において規程等を制定した場合は、総務課に速やかに報告する

ものとする。

(周知)

第8条 規程等を制定したときは、総務課は電子掲示板への掲載その他の方法により周知するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。